

## 大阪市告示第128号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立修道館	令和8年2月7日（土）	午前9時から 午後7時まで
	令和8年2月14日（土）	
	令和8年2月21日（土）	
	令和8年2月28日（土）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）